農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第101号）第26条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成２９年３月３０日

南越前町長　岩倉　光弘

記

１．協議の場を設けた区域の範囲
　東谷・清水
２．協議の結果を取りまとめた年月日
　平成２９年３月２７日
３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
　経営体数

法人	３経営体
個人	６経営体
集落営農（任意組織）	０組織

４．３の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
　・担い手は十分確保されている
５．将来の農地利用のあり方
　・担い手に集積・集約化する
６．農地中間管理機構の活用方針
　・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
　・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
７．地域農業の将来のあり方
　・耕作不利地が多く、また高齢者が多いことから、農地を手放す農家が増えることが予想されるため、担い手へ農地の集積、保全管理などが円滑にできるよう話し合っていく。